

撮影についての注意事項

以下のように、営利宣伝を目的とせず、取材目的としてお申込みください。

- a) テレビ放送・ニュース映画・新聞雑誌など報道を目的とする場合
- b) 教科書への登載或いは教育機関に使用する場合
- c) 国・地方公共団体または非営利団体が使用する場合
- d) 営利・売名などを目的としない刊行物の国際会館関連記事に使用する場合
- e) 国際会館に関する報道写真・ニュースなどをショーウィンドウなどに展示する場合

以下のように、撮影した写真が、個人・企業などの利益・宣伝に利用される場合は有料とします。
ただし、当館が適当と認めた場合のみ、撮影を許可します。

- a) 報道を目的とするもの以外の写真・フィルムなどの撮影を行う場合
- b) 商品広告に使用する場合

その他

以下の条件が遵守されない場合は、撮影の中止を求めることがあります。

1. 館内・館外を問わず、会館の敷地内で撮影を行う場合は、撮影申請書に所定事項を記入し、事前に申し込んで下さい。
*会議開催の状況により、撮影が適当でないと見なされる場合は撮影をご遠慮頂く場合がございます。
2. 撮影当日は、所定のネームタグ着用の上、会館職員若しくは係員の指示に従って下さい。
撮影後は、ネームタグを返却して下さい。
3. 会議参加者・見学者の妨げ、迷惑にならないように撮影を行って下さい。
4. 危険な場所・立入禁止地域には立ち入らないで下さい。万が一撮影の都合上、立ち入りを希望する場合は、その旨連絡をして下さい。尚、この際、会館は安全の保障・責任を負いません。
5. 会館の建物及び付属設備・備品等を破損・紛失した場合は速やかに弁償して下さい。
6. 可能な範囲で「撮影協力：国立京都国際会館」などのクレジットの表記をお願いします。また、制作した完成物（雑誌・ポスター・DVD 等）をご送付ください。